

## 令和6年度非住宅木造建築市場適応促進事業支援事業者公募要項

### 1 総則

令和6年度 非住宅木造建築市場適応促進事業（以下「本事業」という。）に係る支援事業者の公募については、この要領に定めるところによるものとします。

### 2 本事業の趣旨

住宅様式の変化や人口減少による木造住宅着工数の減少に伴い、奈良県産材の需要低迷に直面しているなか、住宅分野のみならず非住宅分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦を試みる意欲的な木材関連事業者に対し支援を行うことで、奈良県産材の利用拡大に繋げていくことを目的とします。

### 3 定義

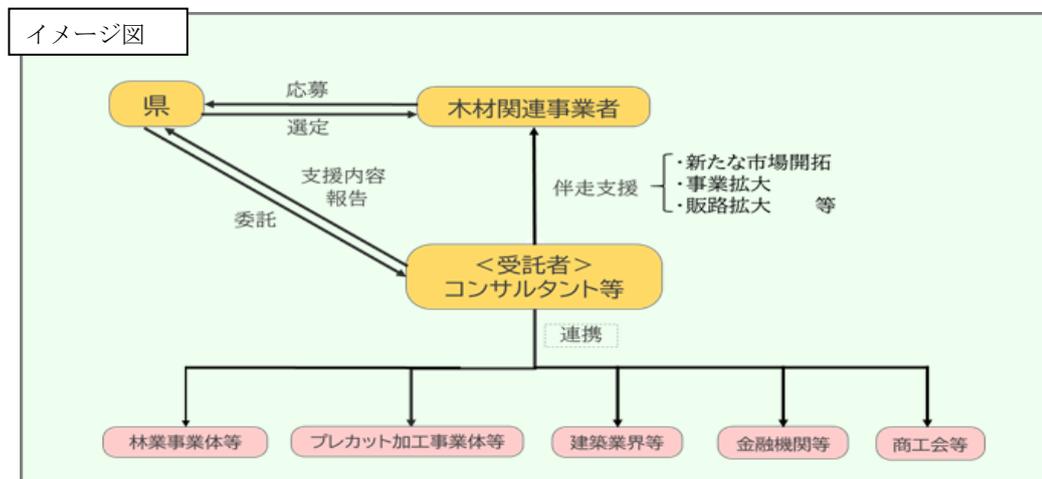
この要項において、「木材関連事業者」とは、建築物の構造用製材又は構造用集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者をいう。

### 4 支援事業者

奈良県産材の利用拡大に向けて、非住宅木造建築分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦に意欲のある木材関連事業者

### 5 支援内容

県とコンサルタント会社等との間で委託契約が成立後に、支援が決定した支援事業者から提出された支援要望調書の内容について、コンサルタント会社等による伴走支援を行います。



### 6 支援期間

支援の対象となる期間は、県とコンサルタント会社等との委託契約締結日から令和7年2月14日（金）までとします。

### 7 応募資格・要件

- ・非住宅分野において、奈良県産材を利用した事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦に意欲のある奈良県内に本店、支店又は事業所を有する木材関連事業者。
- ・本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。（定款、寄付行為、役員名簿、事業計画書、報告書、収支計算書等を備えていること。（ただし、法人格を有していない個人事業主については、これに相当する書類を備えていること））
- ・自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団体、暴力団準構成員、暴力団関係企

業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員若しくは過去5年以内にこれらに該当したことがある者（本要項では、「反社会的勢力」という。）ではないこと。

## 8 選考件数及び選考方法等

### (1) 選考件数

数件程度

### (2) 支援候補事業者の選考方法

提出された支援申込書について、県産材利用推進課で審査し、支援候補事業者を選考します。選考結果については、支援申込書の提出があった事業者全てに通知します。（5月下旬予定）

### (3) 支援事業者の決定

県とコンサルタント会社等との間で委託契約が成立後に、支援事業者を決定し、決定した支援事業者に改めて通知します。（7月下旬予定）

## 9 応募手続きについて

### (1) 応募書類

- ① 非住宅木造建築市場適応促進事業支援申込書（第1号様式）…1部
- ② 非住宅木造建築市場適応促進事業支援要望調書（第2号様式）…1部
- ③ 支援要望調書に関係する参考資料（必要に応じて添付。様式任意）…1部
- ④ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）…1部
- ⑤ 定款、寄附行為等、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書、パンフレット等の団体等の概要がわかる資料  
（法人格を有していない個人事業主においては、これに相当する書類）

※支援要望調書は具体的にわかりやすく記載して下さい。なお、添付する書類がある場合はA4サイズかA3サイズとしてください。

※応募書類の様式は次の県産材利用推進課ホームページから入手できます。

<http://www.pref.nara.jp/1673.htm>

### (2) 募集期間と応募書類の提出方法

募集期間：令和6年4月23日（火）～5月23日（木）17時00分（必着）

- ・提出方法は郵送、メール又は直接持参とします。
- ・応募書類一式は返却しません。
- ・応募書類の内容について県より追加説明を求めることがありますので、連絡先は必ず記載してください。
- ・提出先、問い合わせ先：奈良県環境森林部

県産材利用推進課 生産・需要拡大係

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-7476 FAX：0742-27-1070

E-mail：naranoki@office.pref.nara.lg.jp

※郵送の場合は、簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。

また、封筒の表に「非住宅木造建築市場適応促進事業応募書類在中」と記載して下さい。

※直接持参の場合の受付は9時00分から正午まで、13時00分から17時00分までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

10 事業完了後について

- ・本事業完了後、アンケートを提出するものとします。
- ・本事業の成果については、県のホームページ等で公表する場合があります。  
この場合、事前に内容について相談・確認させていただきます。

11 その他

- ・事業実施期間中に県から進捗状況を問い合わせる場合があります。
- ・事業完了後も、その後の状況を県から問い合わせる場合があります。